

第二回契約・決済アーキテクチャ検討会 事務局提出資料

令和3年12月24日

独立行政法人情報処理推進機構
デジタルアーキテクチャ・デザインセンター

アーキテクチャ検討の方向性

アーキテクチャ検討上の個別論点

アーキテクチャ普及・浸透に向けた論点

今後の実施事項

(参考) スタディグループにおける議論の概要

アーキテクチャ検討の方向性

アーキテクチャ検討上の個別論点

アーキテクチャ普及・浸透に向けた論点

今後の実施事項

(参考) スタディグループにおける議論の概要

次世代取引基盤に求められること

契約・決済取引のデジタル最適を実現し、また、取引データ利活用を容易にする観点から、イネーブラとしての次世代取引基盤に求められることを、活用の仕組みの観点も含め検討。

従来の契約・決済取引

取引の適切な履行

デジタル最適を
実現できるか？
デジタル環境で
完結する取引



アナログな作業（人間の介入）が発生

データ利活用
できるか？
取引データの活用
価値を最大化



処理可能な形でデータ化されていない

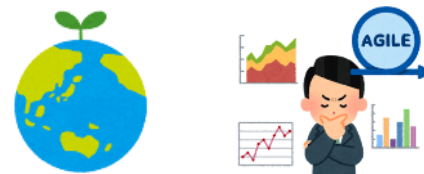
デジタル時代に求められる契約・決済取引

効率的な取引の実施、
取引データを利活用した新たな価値の実現

年度末までにユースケースを具体化予定



取引の自動完結・デジタル処理



データドリブンに社会課題対応や経営判断

活用の仕組みはあるか？ デジタル化を浸透させる仕組み

前項の次世代取引基盤を実現するために必要と考えられる機能について、以下の検討を実施。

次世代取引基盤に求められること

デジタル最適

デジタル環境を前提とした取引

必要と考えられる機能

- デジタル完結型取引における事業者の本人確認等の在り方
- 取引をデジタルで完結できるインフラ・I/Fの整備

本資料における関連箇所

- 論点 1 – 1 事業者の本人確認等
- 論点 1 – 2 受発注・請求におけるインフラ・I/Fの相互運用性
- 論点 1 – 3 請求・決済におけるインフラ・I/Fの相互運用性

データ利活用

デジタルデータの活用価値の最大化

- 事業者の一意的な識別が第三者からも可能であることが必要
- 利活用可能性の高いデータ項目の連携を可能とすることが必要

- 論点 1 – 1 事業者識別子
- 論点 1 – 2 受発注・請求における標準的なデータ項目
- 論点 1 – 3 請求・決済における標準的なデータ項目

- ガバナンス
- データ連携方法, データストア

- 海外事例調査, 実証実験(来年度以降)により, 事例に基づき検討

活用の仕組み

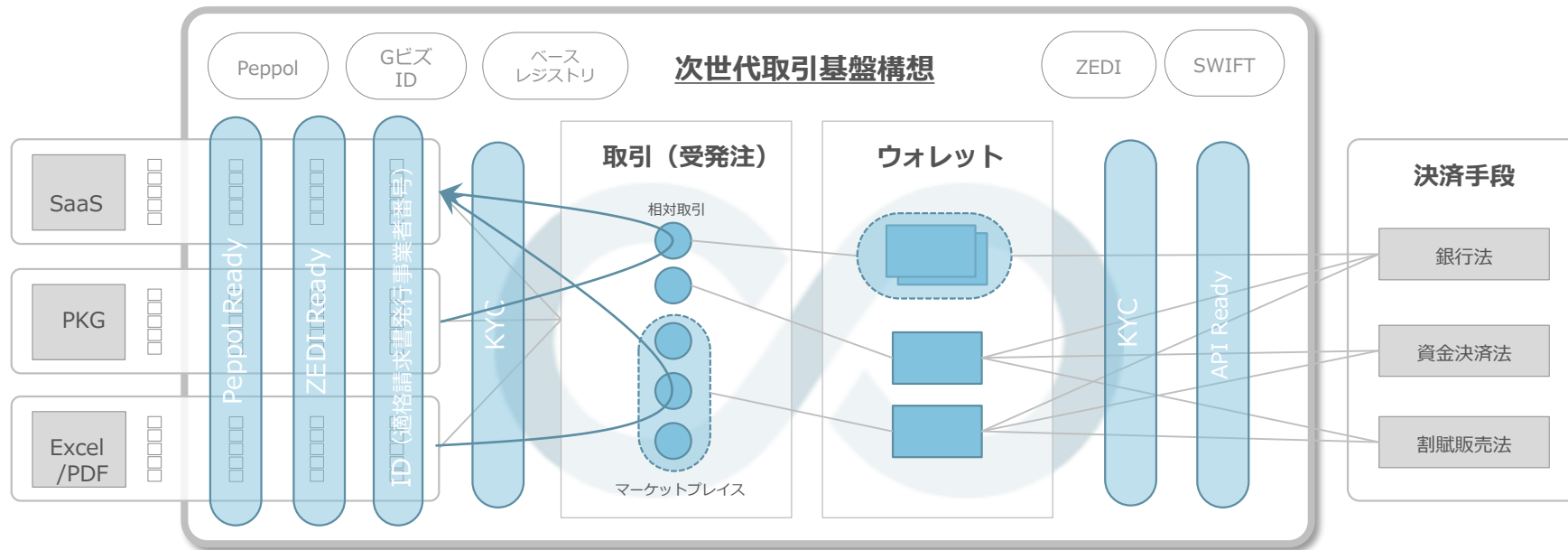
デジタルを活用する仕組み

- データ利活用やデジタル最適を進める上で必要な規制の在り方, 利活用インセンティブ等の付与

- 論点 2 アーキテクチャ普及・浸透に向けた論点

取引先の選択の自由

決済の選択の自由

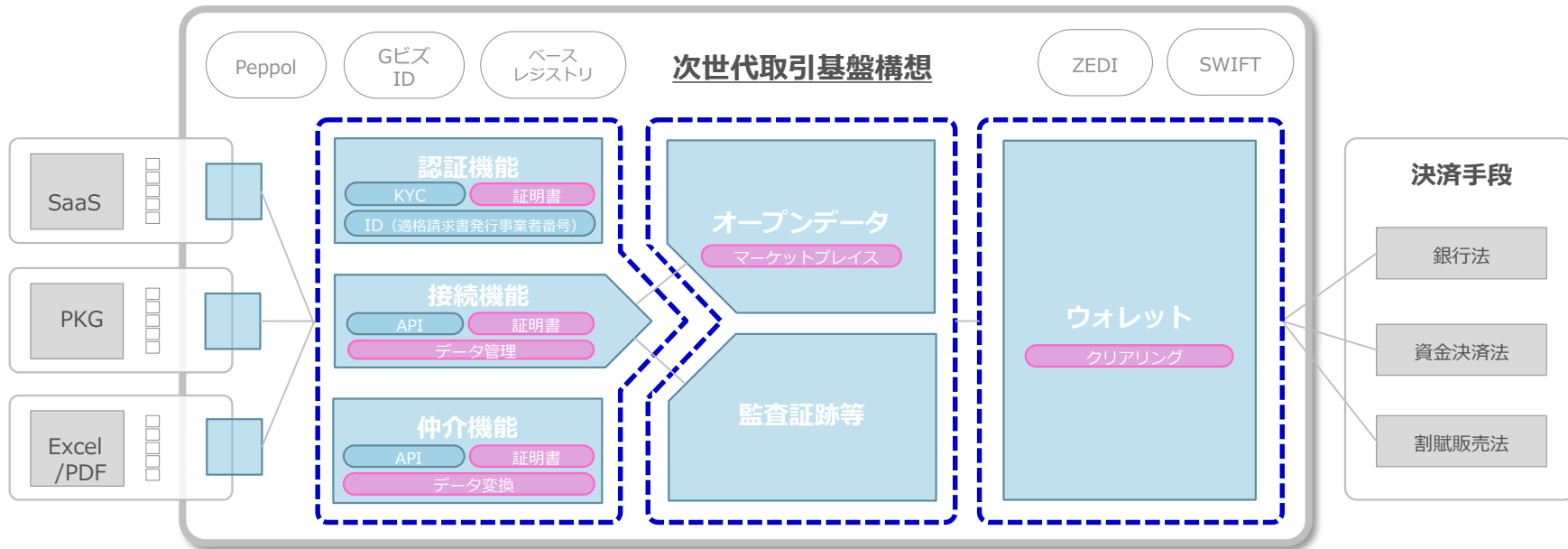


商流データと金流データの融合による価値の創出
新しい取引先の開拓・デジタル最適・国際化

【凡例】
EDI: □□□□ 標準化: 取引:

次世代取引基盤の目指す姿（モード2：データ利活用）

企業間のデータ連携・制御にはイネーブラとなる標準モジュールが必要ではないか。実証フェーズで評価を行い具体化していく。

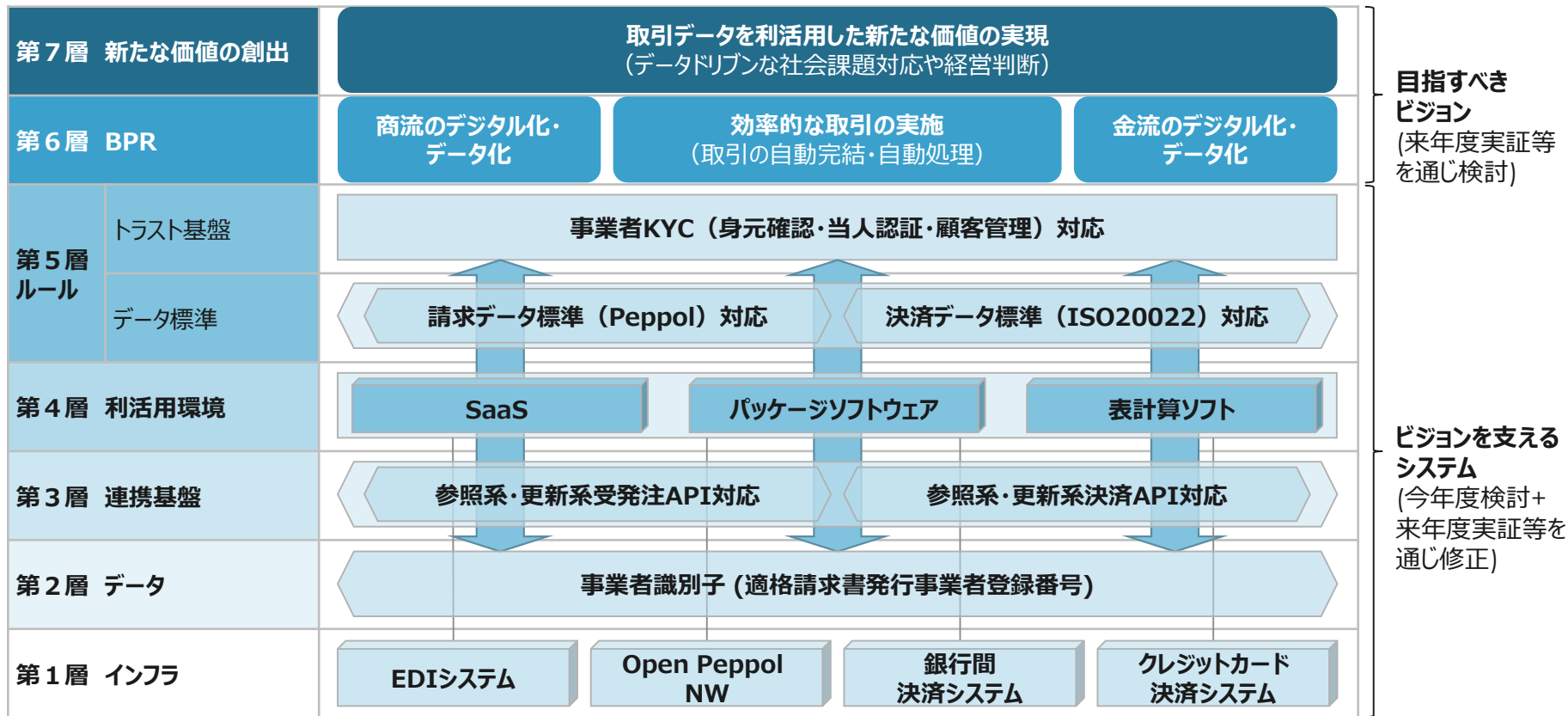


第3回検討会に向けてビジネスのユースケースを取りまとめビジョンへ反映する方針

【凡例】

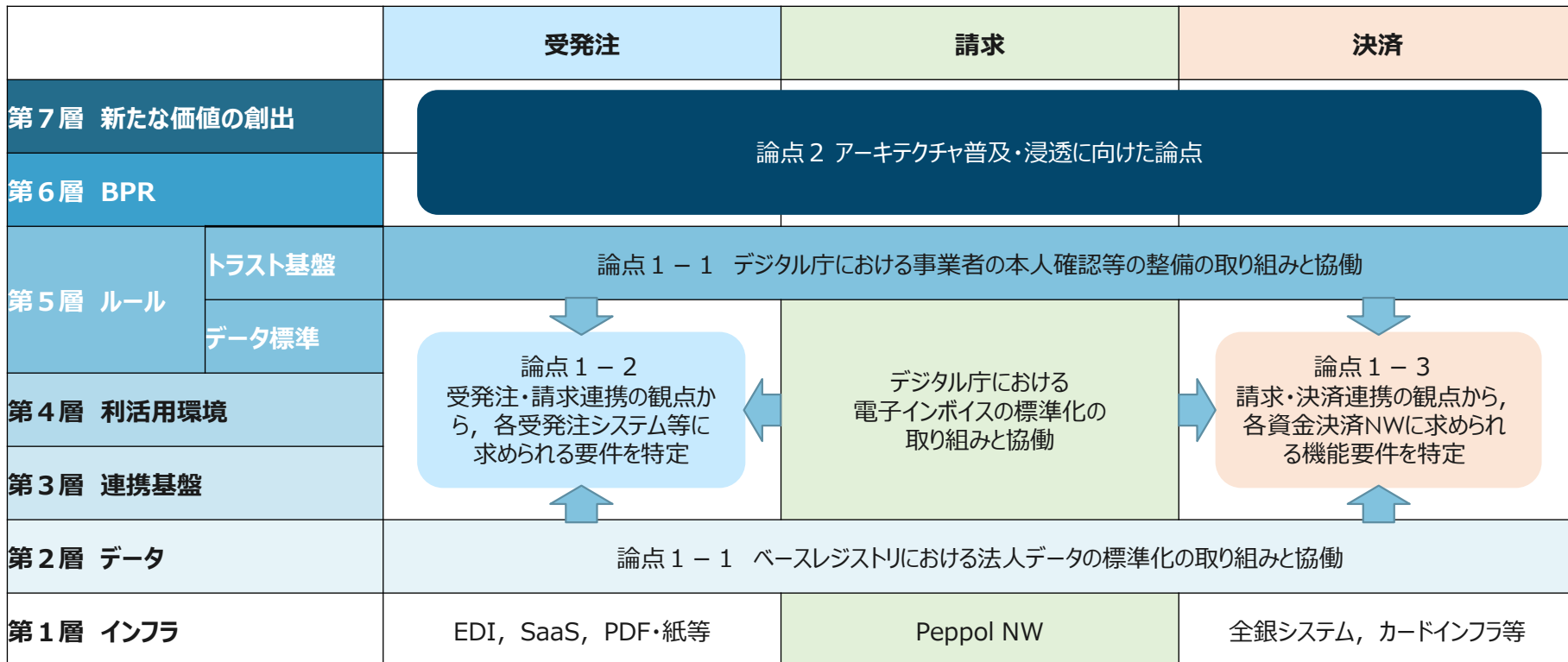
開発が想定される機能：

包括的データ戦略アーキテクチャに即したビジョンイメージ



包括的データ戦略アーキテクチャに即した機能検討軸

標準化の取り組みが進んでいる請求との連携を中心に，各取引段階の横串を刺す観点として，ID・事業者本人確認を軸とした連携の在り方につき検討を進める。



アーキテクチャ検討の方向性

アーキテクチャ検討上の個別論点

アーキテクチャ普及・浸透に向けた論点

今後の実施事項

(参考) スタディグループにおける議論の概要

1. 事業者識別子, 事業者の本人確認

2. 受発注-請求連携

3. 請求-決済連携

契約・決済取引における事業者の本人確認等の現状

xxx 法令等により実施・利用等の義務が生じる事項
 xxx 事業者が自主的に実施する事項

事業者の本人確認等の構成要素については十分な論点整理がなされていない。契約・決済取引の実態や関連検討を踏まえ、契約・決済取引における事業者の本人確認等の現状の実施状況を整理。

取引業務フロー（ISO15944-1 Business Transaction）における本人確認等のタイミングと実務（例）

		Planning / Identification / Negotiation	Actualization	Post-Actualization		
			受発注	請求	決済	
事業者識別子		業務システムやメッセージにおいて、事業者の識別に利用する情報	取引開始時に業務システムごとに各事業者が設定	適格請求書 発行事業者 登録番号	口座番号	
本人確認 (KYC)	身元確認	事業者自身の存在の確認を行うための情報	取引開始時等に、公的登録機関や民間事業者提供データベースの情報等により確認	事業法令（携帯電話不正利用防止法等）や自主規制に基づき、特定の取引については、 販売者やPFerが法令等の要件に基づき実施	法令（犯罪収益不正利用防止法等）等に基づき、 金融機関等が法令等の要件に基づき実施	法令に基づき 政府機関・会計監査人等が、個別取引時の証跡情報等により確認
	当人認証	特定取引の任にあたる事の確認の情報	取引交渉時等に必要に応じて委任状等により確認			
		意思表示者の真正性に関する情報	取引交渉時・取引実施時等に必要に応じて取引担当者の身元確認を実施			
顧客管理		法令上のリスク評価のための情報	取引開始時・取引継続時等に民間事業者提供データベース等の取引先事業者の該当性を確認			
		事業活動上のリスク評価等のための情報	取引開始時・取引継続時等に民間事業者提供データベース等で得られる取引先事業者の信用情報等を確認			

識別子に係る制度対応（インボイス、FATF、貿易管理強化等）や、DXに向けた統合的データ資産管理等のため、識別子管理の必要性は増しているものの、多くの事業者は①取引先ごと、②取引段階ごとに相互運用性のない独自識別子を管理している。

事業者識別の課題

- データ利活用**：第三者からも識別可能なグローバルな事業者識別子がないため、データ利活用が困難
- 業務/システム負担**：取引先ごと、取引段階ごとに独自の識別子がいわれているため、取引開始時の取引先との識別子の調整や、取引段階ごとのシステム間での識別子の交換等の負担が発生
- 制度対応負担**：FATF、貿易管理強化など制度対応にあたり個別に対応する負担が発生

法人、団体、個人事業主など多様な事業主体を含めた識別子の設定と利用促進が必要

事業者識別子の識別可能範囲

	課税事業者				免税事業者			
	法人	個人事業主	国の機関・地公体	その他団体等	法人	個人事業主	国の機関・地公体	その他団体等
登録番号※	○	○	○	○	×	×	×	×
法人番号	○	×	○	△	○	×	○	△
GビズID	△	△	○	△	△	△	○	△
商業・法人登記	○	×	×	×	○	×	×	×

※適格請求書発行事業者の登録番号

特定のケースにおいては例外も存在

登録番号は、課税対象となる取引が発生すれば記載が必須となるため、これを中心的な事業者識別子として検討すべきではないか

- 事業所等識別の必要性については引き続き精査が必要。
- 事業所等識別の検討オプションとして、ISO/IEC6523準拠の民間識別子を登録番号等と対応させる方向性もある。

事業所識別の必要性

実務上事業所識別が求められることがあり、実際に民間の事業者識別子では、事業所の識別子用領域についても定義している。

(事業所識別が求められるケース)

1. **受発注取引**：製品の配送先の指定等にあたり表記揺れの多い住所ではなく発注企業の事業所や部署などの識別子を元に変換を行い必要な識別を行っている。
2. **請求取引**：発注企業内の会計手続円滑化のため発注企業の事業所や部署などの識別子が求められている。

民間の事業所識別の例

JIPDEC 企業識別コード6桁に加え、事業所などの識別に用いる枝番6桁の合計12桁で構成。
枝番は各企業が採番・管理し、JIPDECで公表

GS1-GLN GS1事業者コード7-9桁に加え、ロケーションコード5-3桁及びC/Dの合計13桁で構成。
ロケーションコードは各事業者が独自に設定し、GS1で公表

事業所の識別手段の検討オプション

登録番号は、事業所識別ができないため、他のコードとの連携別の体系による事業所識別の担保が必要
Peppolでは事業者識別子として、ISO / IEC6523 の International Code Designatorとして登録された識別子の利用を求めており、この準拠を軸とする方向性も検討しうる

**ISO/IEC6523準拠の
国内民間識別子と
登録番号の変換**

民間識別子へのISO/IEC6523準拠の促進及び、各識別子の事業者識別子部分についての登録番号との変換テーブルの整備を行う

**登録番号をキーとする
新たな事業所識別子
の整備**

登録番号を事業者識別子として、この枝番となる事業所識別子を新たに整備する

複雑化した取引に対して民間で枝番を付与し活用する場合があります、事業所識別におけるニーズを引き続き精査する

民間識別子に対してISO/IEC6523準拠を求めつつ、これらと登録番号の相互運用性を確保する方向性も考えられる

デジタル取引が進展した契約・決済取引におけるデジタル最適を実現する観点から、法令上、本人確認の義務付けられていない事業者の本人確認等の在り方に着目して検討。

現状と課題

- 法令に基づく事業者の本人確認義務が課されている特定の受発注取引・決済では、法令に実施事項が定められているが、当該特定取引以外の取引において、事業者の本人確認等の実施は義務づけられていない。
- 一方、多くの事業者は取引上の必要性から、独自の要件に基づき、取引先の本人確認等を実施しており、一定のコストが発生している。
- ヒアリングにおいては、デジタルな取引において、今後円滑で信頼性の高い完全非対面取引を実現する上では、デジタルで関係する事業者の本人確認等を簡便かつ容易に行える仕組みが整備されなければ、特に小規模事業者が、デジタル取引から排除されてしまう可能性を指摘する意見も見られた。

検討のポイント

- 一般事業者の必要とする本人確認等の程度は法令に基づかないため、事業者が必要とする程度にはばらつきが生じる。
- 一般事業者が本人確認等の照会に用いる官民の認証局は、それぞれ対象とする①事業者の範囲、②保有するデータ項目の範囲、③信頼性情報のメタデータの範囲が異なるため、統合的に把握することは困難

(参考) 認証局に係る課題感

①事業者の範囲

- 認証局が対象とする事業者の範囲（法人、団体、個人事業主等）の差異

②事業者情報のデータ項目の範囲

- 事業者のデータ項目（法人名、所在地、事業内容、代表者等）の差異
- 事業者の内部組織（事業所、組織情報等）のデータ項目の差異
- リスク管理のために必要とされるデータ項目（信用情報、資本構成、反社チェック等）の差異

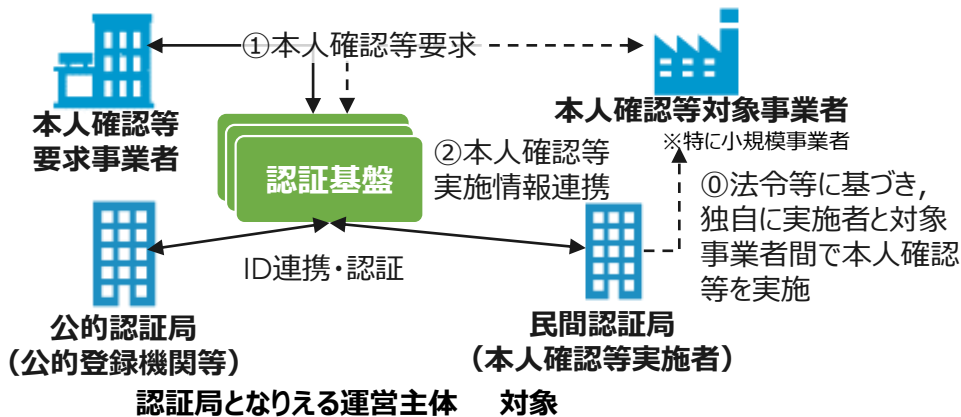
③本人確認等の信頼性担保情報の範囲

- 異動・変更履歴保持期間や確認時期等の情報鮮度等に関わるメタデータの差異

契約・決済取引における事業者の本人確認等の検討オプションと論点

今後円滑で信頼性の高いデジタル完結型の取引を実現するため、事業者の本人確認等を簡便かつ容易に行える仕組みを実現する上でのオプションとして、以下のような事例も考えられる。

検討オプション（官民の認証局の連携スキーム）



	認証局となりえる運営主体	対象
公的認証局	法務局 登記情報提供サービス	商業登記・法人登記をした法人
	国税庁 法人番号検索サイト	上記+設立登記のない法人や団体、国や地公体
	経済産業省 Gビジネス	同上
民間の事業者の本人確認の実施主体	企業信用調査会社	DB調査対象企業
	・ 法令等対象の特定事業者	当該対象事業者の取引先（犯収法，携帯電話不正利用防止法，割賦販売法等）
	・ 業界自主規制の対象事業者	（シェアリングエコノミー業界等）
	プラットフォーム等	当該サービスの利用企業

論点

認証局を統合的に扱える基盤の検討を進める上では、以下のような論点に係る精査が必要。

（１）ニーズ・ユースケースの具体化

- ・ヒアリングに基づく現状の課題感を深掘りし、定量的なコスト試算を検討
- ・事業者が重点的に対応を必要としている本人確認領域の領域の特定
- ・諸外国における事業者の本人確認状況調査

（２）各認証局の機能分担の方法

- ・各法令に基づく事業者の本人確認状況及び項目の調査
- ・契約・決済取引実務上、本人確認等において利用される認証局やデータ情報項目調査
- ・官民の認証局の機能分担モデルケースの検討

（３）認証局間の連携を可能とするI/F・ガバナンス

- ・連携可能なIDの設計方法，名寄せのキーとなるべき機能の配置
- ・認証局間の連携を可能とするI/Fに係る検討

アーキテクチャ検討の方向性

アーキテクチャ検討上の個別論点

アーキテクチャ普及・浸透に向けた論点

今後の実施事項

(参考) スタディグループにおける議論の概要

1. 事業者識別子, 事業者の本人確認

2. 受発注ー請求連携

3. 請求ー決済連携

受発注取引は業界内でのデジタル化、標準化は行われている。しかし、業界を跨いだ取引に関しては各々の商習慣の違いや、標準化レベルが異なっているため、デジタル化・標準化があまり進んでいない。

現状認識

- 我が国の受発注取引は**業界特性による必要情報差異**や、**取引管理粒度の差**が大きく、請求や決済と比して**取引データの標準化が遅れている分野**
 - ✓ 同一グループ企業・同一業界内での取引については、EDIの標準化が進んでいる
 - ✓ 業界を跨いだEDIの標準化については、中小企業共通EDI等、取り組みはあるものの、我が国全体での標準化の促進には課題が多い
- 事業者のデジタル化レベルも大きく異なっており、未だ電話やFAXなどの**アナログな手段が主体の事業者も多い**
- 取引先事業者が採用するEDI・取引基盤に合わせる必要があるため、**複数のEDI・取引基盤を導入せざるを得ないケース**がある
- 同一取引内の相互運用性についても、**業務プロセスごとにシステムが異なる**、データが**発注元・受注先で別々に管理されている**、等の理由により**データの分断が多く発生している**

状況の変化(各SG等における議論)

- 受発注の後工程となる請求分野の電子化・標準化が促進
 - ✓ 2023年に適格請求書保存制度と合わせて電子インボイス導入（日本版Peppol）により**請求取引の電子化・標準化が促進**される
- Society5.0の実現に向けた取引の電子化の推進
 - ✓ デジタルを前提とした取引のあり方（**デジタル最適**）、及びそのデータを活用した新たな価値の創造（**データ利活用**）とそのための仕組み（**活用の仕組み**）の検討と、その**実現に向けたアクション**を取る必要性
- 諸外国では、**取引データの流通基盤の構築**と、これを利用するための**データ標準化の取り組み**が行われている
 - ✓ Nordic Smart Government（北欧）
 - 2023年までに、北欧地域全体で互換性のあるフォーマットで、売上や購入をデジタル処理可能化
 - ✓ GAIA-X（EU）
 - 共通プラットフォーム上での取引により、新規取引開始のコスト低減、取引のトレーサビリティの担保、データ利活用のための取引データの一元的な提供を実現

受発注-請求における課題感と今後の方向性②

契約・決済アーキテクチャ検討において、受発注取引におけるデータ項目の標準化の射程範囲の現状の整理は以下のとおり。



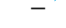
受発注に関するデータ項目の標準化レベルごとの検討の必要性/妥当性

	標準管理負荷	デジタル最適			標準化検討対象としての妥当性
		データの分断/人間の介在の最小化	取引先選択の自由化	データ利活用	
現状維持 <small>※前ページ「現状認識」参照</small>	-	× 多くのプロセス間で人間の介在が必要	× 取引先毎に仕様の定義が必要	× 連携仕様の差異により利活用が阻害	-
受発注-請求間の標準化	◎ 対象項目は少なく、管理負荷は比較的小さい	○ 受発注-請求間の相互運用性が確保される	△ 受発注特有項目に関して、取引先別の項目定義が必要	△ 請求領域の観点からの利活用に留まる	◎ 電子インボイス標準としてのPeppolへの対応の必要性が高い
受発注-請求間+受発注の基本プロセスの標準化	○ 対象項目を適切に絞り込むことで現実的な管理が可能	◎ 受発注-請求間にあるその他のプロセス(入出荷等)まで考慮した相互運用性が確保される	○ 業界特有項目に関して、取引先別の項目の定義が必要	○ 受発注特有の観点での利活用が可能	○ 業界ごとの特性を踏まえ、取引の標準化ができれば社会的要請への対応が可能
受発注の全プロセスの標準化	× 対象項目が膨大で、管理負荷が非常に高い	◎ 受発注の領域で人間の介在が0になる	◎ 全項目において項目の差異無し	○ 基本プロセスの標準化レベルとの差異は明確ではない	△ 完全な仕様の標準化は、競争領域における自由な事業活動を阻害するおそれ







Peppolとの相互互換性の確保を優先的に、本検討会で検討を行う

来年度の実証実験等を踏まえ、協調領域の適切な設定範囲を検討する。

受発注-請求における課題感と今後の方向性③

 : 制約あり,
 : 制約なし (統一性を考慮)
 : Peppolでの定義なし

Peppol仕様に基づき、受発注取引と請求取引の相互運用性の確保を検討する上でのポイントは以下のとおり。

		請求	受発注	検討のポイント	残課題	
第5層 ルール	トラスト 基盤	取引先データ	KYC領域にて議論			
		取引データ	-	-	✓ データの利便性と安全性・真実性の両立 ✓ 法令の遵守	• 備えるべきガバナンスはどのようなものか？ ⇒第6・7層の精緻化の後に議論が必要
		機密情報取扱い	-	-		
	データ 標準	項目セット	Peppol BIS Japan Billing	 請求連携項目 +受発注独自項目	✓ 受発注-請求連携項目：Peppolと共通化 ✓ 受発注独自項目：受発注業務に必要な項目の共通化	• 受発注-請求間の粒度差異をどのように補完するか？ • 受発注独自に実装すべき項目は何か？
	データ形式	ユーザー-AP間：各APIにて定義 AP間：xml	 同左	✓ ユーザー-AP間：多様な業務システムへの対応 ✓ AP間：AP間の相互運用性の担保	• 引き続き論点確認中	
第4層 利活用環境	データの管理主体	各アクセスポイント	 同左	✓ 取引主体間のデータの差異の解消 ✓ データ利活用時の利便性	• ガバナンスに問題は無いのか？ ⇒第5層-トラスト基盤にて、各APでの管理を前提として検討	
第3層 連携基盤	データ連携の種類	4コーナーモデル(複数のAPを介して連携)	 同左	✓ 異業種間連携の共通化 ⇒APへのデータの集約 ✓ 同業種内連携での利便性 ⇒連携基盤の分散	• 同業種内連携の特色を残したまま異業種間の連携をどのように実現できるか？ ⇒第5層データ標準にて、異業種間連携でも4コーナーモデルを前提として検討	
	データ連携方式	ユーザー-AP間：各APIにて定義 AP間：API連携	 同左	✓ ユーザー-AP間：多様な業務システムへの対応 ✓ AP間：AP間の相互運用性の担保	• 引き続き論点確認中	
第2層 データ	取引識別子	前工程の伝票番号を参照することで識別	 新たに採番(取引の始点であるため)	✓ データの利便性 (グローバル>ローカル) と管理のしやすさ (ローカル>グローバル) の両立	• 採番を行う主体は、グローバルで統一 or 各AP or 取引主体いずれか？	
	事業者識別子	KYC領域にて議論				

アーキテクチャ検討の方向性

アーキテクチャ検討上の個別論点

アーキテクチャ普及・浸透に向けた論点

今後の実施事項

(参考) スタディグループにおける議論の概要

1. 事業者識別子, 事業者の本人確認
2. 受発注ー請求連携
- 3. 請求ー決済連携**

決済取引は、早期からデジタル化、標準化が進んでいる。しかし、受発注取引、請求取引におけるデジタル化の進展に伴い、従前の契約・決済取引は変質しつつあり、最適な決済取引の在り方について検討する必要がある。

現状認識(各SG等における議論)

- 我が国の決済取引のデジタル化・標準化は、他国に先駆けて行われ、1970年代から既に現在の状態となっている
- XML電文を採用したZEDIが2018年に稼働も、利用が進んでいるとはいえない状況

状況の変化(各SG等における議論)

- 決済の前提となる請求分野の電子化・標準化が促進
 - ✓ 23年に適格請求書保存制度と合わせて電子インボイス導入（日本版Peppol）により請求取引の電子化・標準化が促進される
- 単なる決済だけではなく、契約とのデータ連携が重要に
 - ✓ サプライチェーン全体のデジタルデータ連携に向けて、UI/UX 確保 を前提にしつつ、さまざまな分野のシステムがつながることが重要
- 決済手段としての選択肢が増大
 - ✓ クレジットカード決済は、日本では経費精算に留まるものの、諸外国では、BtoB取引の決済手段として、カード決済インフラを利用するケースが増えている
 - ✓ コストや利用目的に応じて、事業者が決済手段をより自由に選択できるようにするべき
- 諸外国の動向を踏まえると、取引におけるトレーサビリティニーズ、高度化ニーズが高まっている
 - ✓ コンプライアンス上のチェックの際の品質向上と効率化の観点からも、より正確で適正な情報が求められる
 - ✓ G20承認の国際送金における定量的な目標値（2027年までに平均コスト1%以下、75%の送金を1時間以内、全てを1営業日以内）への対応

請求-決済における課題感と今後の方向性②

契約・決済取引におけるデータ利活用や請求分野との相互運用性確保を進める上では、以下の検討事項が考えられる。

		請求	決済	検討のポイント	残課題																				
第5層 ルール	トラス タ 基 盤	取引先データ			KYC領域にて議論																				
		取引データ	—	✓ データの利便性と安全性・真実性の両立 ✓ 法令の遵守	<ul style="list-style-type: none"> • 備えるべきガバナンスはどのようなものか？ ⇒第6・7層の議論を踏まえた検討が必要 																				
		機密情報の取り扱い	—																						
	データ 標準	項目セット	Peppol BIS Japan Billing	振込、カード決済等振込手段ごとに標準化済み(例) <ul style="list-style-type: none"> • 全銀システム • 日銀ネット • SWIFT • クレジットカード • ... 	✓ 決済取引に必要な相互運用性の確保 ✓ データ利活用観点での商流、金流データ連携の可能性	<ul style="list-style-type: none"> • 請求分野との相互運用性は確保されているか？ <table border="1"> <thead> <tr> <th>決済手段</th> <th>データ標準</th> <th>確認観点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">振込</td> <td>全銀システム</td> <td>全銀手順</td> <td rowspan="4"> <ul style="list-style-type: none"> • 最低限決済に必要な相互運用性は確保されているか(充足度) • 請求分野で持つ商流データ、金流データの連携可能性(拡張性) ⇒これらを踏まえ、データ利活用観点での最適なデータ標準のあり方を検討する </td> </tr> <tr> <td>ZEDI</td> <td>ISO20022</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">クレジット カード</td> <td>SWIFT</td> <td>ISO20022</td> </tr> <tr> <td>CAFIS</td> <td>CAFIS</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">手形</td> <td>Cardnet</td> <td>ISO8583</td> </tr> <tr> <td>でんさい ネット</td> <td>XML電文</td> </tr> </tbody> </table>	決済手段	データ標準	確認観点	振込	全銀システム	全銀手順	<ul style="list-style-type: none"> • 最低限決済に必要な相互運用性は確保されているか(充足度) • 請求分野で持つ商流データ、金流データの連携可能性(拡張性) ⇒これらを踏まえ、データ利活用観点での最適なデータ標準のあり方を検討する 	ZEDI	ISO20022	クレジット カード	SWIFT	ISO20022	CAFIS	CAFIS	手形	Cardnet	ISO8583	でんさい ネット	XML電文
		決済手段	データ標準				確認観点																		
振込	全銀システム	全銀手順	<ul style="list-style-type: none"> • 最低限決済に必要な相互運用性は確保されているか(充足度) • 請求分野で持つ商流データ、金流データの連携可能性(拡張性) ⇒これらを踏まえ、データ利活用観点での最適なデータ標準のあり方を検討する 																						
	ZEDI	ISO20022																							
クレジット カード	SWIFT	ISO20022																							
	CAFIS	CAFIS																							
手形	Cardnet	ISO8583																							
	でんさい ネット	XML電文																							
データ形式	XML																								
第4層 利活用環境	データの管理主体	各アクセスポイント		✓ 取引主体間のデータの差異の解消 ✓ データ利活用時の利便性	<ul style="list-style-type: none"> • 備えるべき機能とデータ配置はどのようなものか？ ⇒第6層・第7層の議論を踏まえた検討が必要 																				
第3層 連携基 盤	データ連携の類型	4コーナーモデル		✓ データ利活用観点での多様な業務システム(ERP、会計パッケージ)の対応	<ul style="list-style-type: none"> • 事業者側・金融機関側の各システムが、決済取引をデジタル最適で行うための十分な機能要件を満たしているか？ ⇒IB/FB/EB,APIの実態調査を踏まえ、検討 																				
	データ連携方式	API連携																							
第2層 データ	取引識別子	請求単位に採番		✓ 請求識別子の決済取引への連携	<ul style="list-style-type: none"> • 請求分野との相互運用性は確保されているか？ 																				
	事業者識別子			KYC領域にて議論																					

アーキテクチャ検討の方向性

アーキテクチャ検討上の個別論点

アーキテクチャ普及・浸透に向けた論点

今後の実施事項

(参考) スタディグループにおける議論の概要

特に中小企業を中心としたデジタル化にあたっての課題に対応してBPRを促進するため、目指すビジョンと設計するアーキテクチャにあわせたエンフォースメント・インセンティブの検討が必要。

現状認識

- 特に中小企業においては、アナログな企業文化やIT投資の回収懸念などデジタル化の課題が存在
- そこで、一定の強制力を持ったエンフォースメント（規制）や、インセンティブの付与など、政策的なオプションによる事業者に対してのBPR促進が有効ではないか

政策的なオプション

エン
フォ
ース

- 次世代取引基盤を構成するデータ標準や識別子について、官民の特定分野における適用義務化や、国際的な規制への対応強化など、エンフォースメントの設定を検討

イン
セン
ティ
ブ

- 特に移行期について、次世代取引基盤の導入・運用それぞれの段階において想定されるコスト、メリットを比較し、補助、税制優遇などによるインセンティブ付与を検討
- 特に中小企業については、デジタル化成熟度別に合わせた支援策を講じることが必要

- 海外事例から有効なエンフォースメント・インセンティブを抽出し、適用可能性を検討
- 適用可能性のある国内関連議論を調査
- エンフォースメント・インセンティブを付与すべき領域・時期を特定



第1回契約・決済アーキテクチャ検討会事務局提出資料

エンフォースメント・インセンティブに関する海外事例

エンフォースメント設定による義務化，インセンティブ付与による普及促進により，各国とも効率化および経済発展を狙っている。

分類	事例	概要	
エンフォース	E-invoicing義務化	EU 請求決済の取組 オーストラリア E-Invoicing・NPP, サウジアラビア Esal	公共調達(toG)の電子インボイス採用必須(EU指令2014/55) E-invoicing義務化。とくにNPPではPeppol準拠が必須
	公共調達におけるPF利用義務化	インド Government e-Marketplace	GFR2017により，公共調達におけるプラットフォーム利用を義務化
インセンティブ	税務手続簡略化	オーストラリア E-Invoicing・NPP, サウジアラビア Esal 北欧 NSG	E-invoicingの義務化で税務局への申告が自動化され手続きが簡略化 データ標準化により，自動税計算・レポート作成が可能
	業務効率化	インド India Stack, シンガポール UEN・PayNow Corporate アメリカ BPC	行政手続きが政府主導で整備したAPIを活用することでオンライン化完結を実現し，民間事業者の業務効率化に繋がっている。 異なるPF間の支払いプロセスのデジタル化によるサプライヤへの支払い迅速化，手動エラーの減少
		EU 請求決済の取組	決済時に請求データ等の商流情報を送付する「EIPP/EBPP」の指針策定による企業の決済業務効率化
		インド Government e-Marketplace	ワンストップPFの利用により，公共調達に係る受発注・請求・決済業務の簡略化
	決済手数料削減	タイ Project Inthanon	決済にCBDCのプラットフォームを利用することで手数料を削減
	金利優遇	マレーシア Jana Niaga	政府系金融機関の支援により，市場金利より低金利でのファイナンスが可能

規制アプローチを間接・直接に分類し、アーキテクチャの浸透・普及に有効な施策を検討。

① 直接的アプローチ

- 前述のとおり、契約・決済取引のデジタル化に関しては、**諸外国ではより強制性の強い規制手段等が導入されるケース**がある。
- 一方、我が国では、電子インボイス、銀行APIの整備等、**強制性の高い規制**は発出されない傾向。
⇒メリット・デメリットを踏まえ、デジタル化を推し進める観点から必要な規制等の在り方について、**強度・対象・義務化範囲の在り方について、関係官庁と連携を行う必要**。



② 間接的アプローチ

- 契約・決済に関わるアーキテクチャの構成要素やデータ利活用等のユースケースが、**特定の規制への対応や政策目標等の達成に寄与するケース**もあると考えられる。
⇒**関係官庁等に連携可能な政策目標とユースケースを提案し、アーキテクチャ普及・浸透に係る連携可能性を模索**する。

○契約・決済取引のデジタル化が寄与しうる政策目標等の例

	政策目標の例	本取組み寄与の可能性
受発注	欧州等におけるカーボンフットプリント規制	契約・決済取引に付随して炭素排出量等の非財務情報を取引と紐づけ
請求	インボイス制度	様々な形式の請求書面（請求書、支払通知等）に対応可能なデータ項目等の整備
決済	G20における国際送金コスト低減目標	国際標準に合わせた為替電文の採用による我が国の国際送金事務コストの低下
識別子	貿易管理上の特定の識別子の使用義務	識別子の統合管理による個別事業者の対応コスト低減

（参考）活用対象となりうる規制の例

○情報処理の促進に関する法律

（電子計算機の連携利用に関する指針）

第四条 主務大臣（電子計算機を利用する事業者（以下単に「事業者」という。）の行う事業を所管する大臣をいう。）は、その事業の分野に属する事業者が広く連携して当該事業の分野における電子計算機の効率的な利用を図ることが必要であり、かつ、適切であると認めるときは、計画を勘案して、その事業の分野において事業者が連携して行う電子計算機の利用の態様、その実施の方法及びその実施に当たつて配慮すべき事項に関する指針を定め、これを公表するものとする。

次世代取引基盤での新たな価値の創出には、事業者等の参加インセンティブの確保の観点から有効な施策につき、諸外国の事例も踏まえつつ、引き続き検討。

本検討会におけるインセンティブ関連の討議内容

	インセンティブの必要性・確保方法
受発注	・デジタル化に消極的な傾向がみられる中小企業へのインセンティブ提示を通じた意識付けが必要。 ・海外事例を参考にすると、政府調達が一つの流れを作る可能性。
請求	・導入インセンティブは、大企業から零細企業まで程度が異なるため、企業規模、役割に応じたインセンティブ付けが重要。 ・大企業は、取引量（データ量）が多く、導入メリットは比較的容易に創出可能。ただし、システム切り替えのハードルが高い。 ・中小企業は導入ハードルは大きくないが、導入にメリットは相対的に小さい。
決済	・IBの導入は進んでいるものの、契約・決済取引におけるデジタル最適が十分ではなく、利用されないケースもある。そのため、メリットを事業者・金融機関双方が享受出来ていない。 ・中小企業は人手不足のため、バックオフィスのデジタル化支援が必要。しかし、決済側を起点とした点の支援では限界がある。
識別子	ベースレジストリに登録される側のメリット/モチベーションの訴求が必要。

① 公的手続等負担軽減アプローチ

契約・決済に関わるアーキテクチャの構成要素やデータ活用等のユースケースが、特定のBtoGの手続きを簡便に実施可能にすることを関係各所に訴求

○連携対象として考えられるオプション

- ・ 政府調達システム、補助金申請システムとの連携
- ・ 税務取引、企業開示の手続き負担の軽減



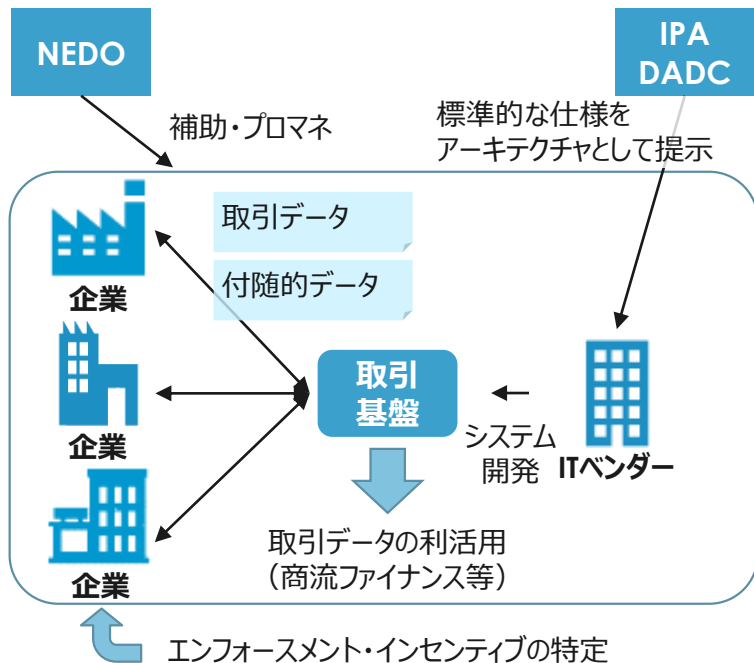
② 補助・助成的アプローチ

中小企業等を念頭にデジタル化促進のための補助・助成施策との連携可能性を検討

企業間取引におけるアーキテクチャ実証のイメージ

一連の取引をワンストップに実現する取引基盤の開発に加え、データ利活用による新たな価値の創出、有効なエンフォースメント・インセンティブの特定といった、アーキテクチャ全体の実装可能性についての実証を行う。

事業スキーム (例)



事業目的

アーキテクチャ全体の実装可能性についての実証を行う

第7層 新たな価値の創出

データの利活用による新たな価値の創出を図り、単なるバックオフィス業務の効率化に留まらない次世代取引基盤の利用価値を見いだす

- 取引データを用いた、金融ソリューションの提案や、リアルタイムのサプライチェーンマネジメントの提案
- 付随的データを用いた、製品の製造・輸送などサプライチェーンの各段階で発生した炭素排出量や、製品自体の品質情報などのトレーサビリティ確保

第6層 BPR

事業者への普及にあたり有効なエンフォースメント・インセンティブ、阻害要因となる規制等の特定を行う

第5層 ルール

第4層 利活用環境

第3層 連携基盤

第2層 データ

第1層 インフラ

企業間の受発注・請求・決済といった一連の取引のワンストップ化を行うアーキテクチャに沿った取引基盤を開発する

アーキテクチャ検討の方向性

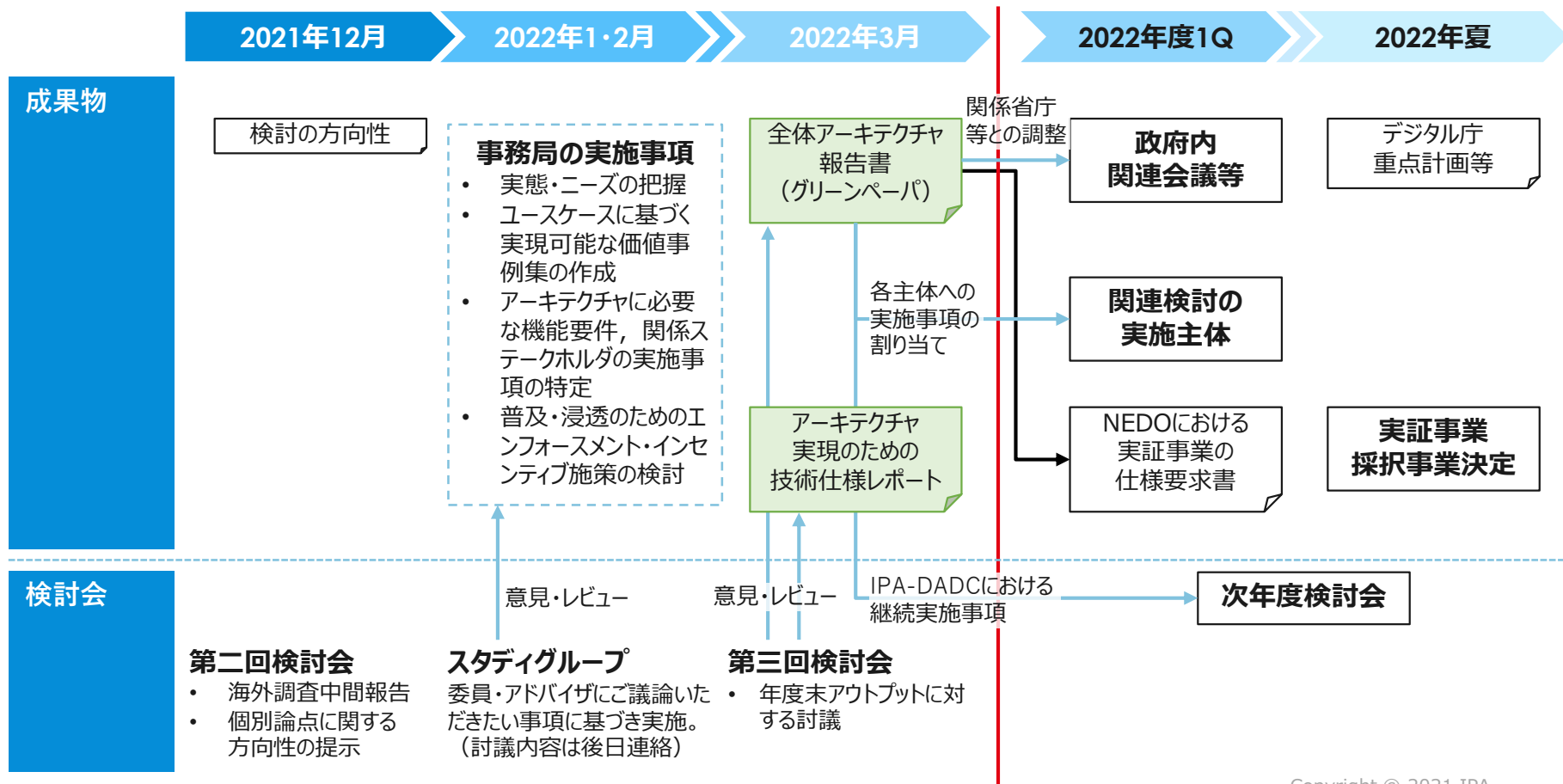
アーキテクチャ検討上の個別論点

アーキテクチャ普及・浸透に向けた論点

今後の実施事項

(参考) スタディグループにおける議論の概要

本プロジェクトの今年度末時点でのアウトプットイメージ



アーキテクチャ検討の方向性

アーキテクチャ検討上の個別論点

アーキテクチャ普及・浸透に向けた論点

今後の実施事項

(参考) スタディグループにおける議論の概要

受発注取引領域におけるこれまでの議論

		第1回検討会事務局資料	第1回検討会における議論	受発注SGにおける議論
第7層 新たな価値の 創出		⑨受発注・請求・決済取引データを利活用したビジネスモデル開発が途上	<ul style="list-style-type: none"> データ利活用のメリットを享受するためには、データを利活用に耐えうる形にする必要がある。産業界に対してメリットをしっかりと打ち出す、あるいは強制的な標準化を行うことも含め検討が必要。(喜多羅) 取引のデータ化によるインセンティブは、大企業と零細企業で程度が異なる。大企業はデータ量が膨大であるためデジタル化のメリットは容易に創出可能だが、システムの切り替え難易度が高く、導入段階でのインセンティブ付けが重要。逆に零細企業は導入ハードルは大きくないが、デジタル化のメリットが相対的に小さいため、利用することによるインセンティブを付けていかないと普及が進まないのではないかと。(岡本) べき論としてトータル大きなアーキテクチャとして持つこと、短期で達成すべきポイントや実証実験の方向性の2点を今後議論したい。(喜多羅) 	<p>○取引の電子化に関する論点・留意点に関するプレゼン</p> <p>DXにおいては、デジタルを前提としたあるべき姿（デジタル最適）を考えるべき。その本質的な効果は「デジタルデータの利活用」にある。また、デジタル技術の導入だけでなく「活用する仕組み」も含めて考えなければ本質的な効果は創出できない。これらを踏まえた目指すべき社会のビジョンと、そこに至るまでのストーリーを示す必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ビジョンの中で、共通項として具体化するところ、競争領域として残すところを具体的に線引していきたい。 他社との契約データを活用することで、信用力の横展開という観点で、新しい産業を作るヒントになるのではないかと。 参加者は限られるが高度なデジタル化（高度化）と、どの事業者でも参加できるデジタル化（汎用化）のどちらの方向にするのかを考える必要がある。 実装したいと思うアーキテクチャと、統一的に目指すアーキテクチャは分けなくてはならない。 汎用性と高度化、どちらも実現していくことを考えると、我々の構想の周りにいろいろな人が参加できるエコシステムを考えなくてはならない。 <p>○事業者における、交渉調整のDX化に向けた取組みに関するプレゼン</p> <p>交渉のDX化に取り組んでいるが、交渉の結果として受発注が存在するため、併せて検討していくことで相乗効果が生まれると考えている。</p>
	第6層 BPR			
第5層 ルール	トラスト 基盤	⑥データ発行主体によるデータ利用同意の管理機能の在り方 ⑦取引データの実在性、非改竄性の証明機能の在り方	<ul style="list-style-type: none"> 国際取引で利用されるIDと国内のIDをマッピングし、簡単に参照できるような仕組みを用意しては（鈴木） KYC標準を決めすぎると、KYCやマネーロンダリング対応のように必ず話が最も堅いところに固定化されてしまう。（瀧） 	<ul style="list-style-type: none"> 分散化しているデータをどうガバナンスするかが問題。政府が公共サービスとして提供すべきものは何か、海外事例も踏まえながら考える必要がある。 分散管理の前提で考えると、どこまでデータを利用してよいか、という同意の元でのトランザクション管理が必要。 現状の個人情報保護法や不正競争防止法は意識はする必要があるが、あくまでデータ利活用が意識されていない時代にできた法律。データの利活用という観点で見るときにどういう管理か、という視点で考える必要がある。 汎用的なPFから高度化した業界に特化した仕組みもある中で、シームレスなデジタル化を考えると、一つのPFでやり取りするだけで、裏でデータが標準化され連携される、というのが重要。
	データ 標準	⑤取引先ごとに受発注EDIメッセージに対応する必要性	<ul style="list-style-type: none"> 取引プラットフォームを利用したデジタル化と、紙⇒pdfへの移行もデジタル化と呼ばれている現状のギャップの解消が必要。例えば、国認定のExcelフォーマットを普及させるなど、簡便な仕組みの方が素早く効果が得られるのでは。（福島） 弱い立場の人が電子化を望んでいるにもかかわらず、上流側が応じてくれないという問題をいかにして変えていくかが鍵。（瀧） 	
第4層 利活用環境		④受発注・請求取引とのデータ連携に適していない、人手の介入が必要な取引慣行が存在 ③取引データ連携のためのIFが統一されていない		
第3層 連携基盤		②受発注・請求・決済取引をデータ連携する上で必要なデータの入手方法や利活用方法の探索コストが高い		<p>○事業者における、交渉調整のDX化に向けた取組みに関するプレゼン</p> <p>最終的なデータ連携・利活用のアーキテクチャとしては、ネットワークや広告プラットフォームの進化のように、プラットフォームが複数連携する形となるであろう。</p> <ul style="list-style-type: none"> 中央集権⇒分散管理への移り変わりを踏まえ、全体最適と分散化との折り合いをどうするかを考えるべき。
第2層 データ		①取引主体の識別子が事業者内外で統一されていない		

請求取引領域におけるこれまでの議論

	第1回検討会事務局資料	第1回検討会における議論	請求SGにおける議論
第7層 新たな価値の 創出	⑨受発注・請求・決済取引データを利活用したビジネスモデル開発が途上	<ul style="list-style-type: none"> 請求におけるPeppol・電子インボイスの導入インセンティブは、大企業から零細企業まで程度が異なる。大企業はデータ量が多いため、メリットは容易に創出可能だが、システムの切替の難易度が高く、導入段階でのインセンティブ付けが極めて重要。零細企業は、導入ハードルは大きくないが使うメリットが相対的に小さいため、例えば電子インボイスを使えば仕入税額控除が上乗せで得られる等、利用することによるインセンティブを付けていかないと普及が進まないのではないか。(岡本) 	<ul style="list-style-type: none"> Peppolを使っている国でよく言われていることは、入金までのスピードが速くなるということ。請求がデータ化され、そのまま金融機関に流すことで時間が短縮できる。 デジタルインボイス単体だけの効率化の効果は限定的。事業者と金融機関をつなぐ部分についてもセツトで検討が必要。 請求データを基に、早期支払による値引きや、ファクタリングなど、売り手が早期に資金を回収するようなサービスが発生しうる。
第6層 BPR		<ul style="list-style-type: none"> 取引プラットフォームを利用したデジタル化と、紙とほとんど変わらないpdfのやり取りをデータ化と呼ぶ現状でギャップのすり合わせが必要。(福島) 	<ul style="list-style-type: none"> 入金消込や支払処理の自動化だけを訴求すると、事業者のシステム投資意欲をインセンティブ刺激できるほど大きなメリットではないが、法令に基づき対応の必要性が生じる適格請求書保存方式をデジタルで対応する結果とした結果実現されるメリットとしてはウェルカムとなるのではないか。
第5層 ルール	⑥データ発行主体によるデータ利用同意の管理機能の在り方 ⑦取引データの実在性、非改竄性の証明機能の在り方 ⑧データ連携・データ利活用に必要なとされる法人の信頼性の確保の在り方	<ul style="list-style-type: none"> 紙やファックスの請求書送付の利便性と比べ、電子インボイスのみ厳密な本人確認が必要とされると、それが普及の妨げになるため、理想論的に言えば、誰でもユニバーサルに使える仕組みができることが望ましいが、それができるまでに関しては、最初は敷居を下げた仕組みとすべき。(岡本) 決済におけるKYCルールは法制上で整理ができています。契約・決済全体の連携構想においても、受発注・請求のKYCルールは決済のリスクベースアプローチの考え方にフリーライドすればよいのでは。(増島) 日本版Peppolの検討でも、事業者KYCは大きな課題。事業者の存在確認と身元確認のそれぞれのうち、特に後者については、個人事業主の場合プライバシーの問題も絡み非常に難しい。(岡本) 	<ul style="list-style-type: none"> Peppolにおける、インボイス番号は、全取引参加者間における一意性は確保されていないが、売り手と買い手の当事者間ではユニークなIDとなる。 事業者は登記で実在を確認できるが、個人事業者は確認できない。また、GbizIDのように、事業者の代表性の確認も必要。 KYCを規定した新たなagreementが作成される等、PeppolにおいてもKYCは重要視され始めている。
	データ標準	⑩Peppolの普及促進の必要性 ⑪請求データと受発注データをひも付けるデータ標準が存在しない	<ul style="list-style-type: none"> 例えば、先にシステムに読み込ませるために必要なデータの規格等を定め、それに対応する、国認定のエクセルの請求書フォーマット等を普及させる等も考えられ、簡便な仕組みを展開してしまうほうが素早く効果が得られる可能性。(福島) 法人IDの問題は非デジタル取引においても、現場では大きな努力を強いっており、非デジタルの部分も含めて規格化等の推進方法を検討する必要。(福島)
第4層 利活用環境	③取引データ連携のためのIFが統一されていない ④受発注・請求取引とのデータ連携に適していない、人手の介入が必要な取引慣行が存在		
第3層 連携基盤	②受発注・請求・決済取引をデータ連携する上で必要なデータの入手方法や利活用方法の探索コストが高い		
第2層 データ	①取引主体の識別子が事業者内外で統一されていない		<ul style="list-style-type: none"> ○請求取引のデジタル化(日本版Peppol)の取り組みに関するプレゼン 事業者を特定するIDとして適格請求書発行事業者登録番号を使用する場合、免税事業者および登録事業者ではない方をどうするか議論が必要。

決済取引領域におけるこれまでの議論

		第1回検討会事務局資料	第1回検討会における議論	決済SGにおける議論
第7層 新たな価値の 創出		⑨受発注・請求・決済取引データを利活用したビジネスモデル開発が途上	<ul style="list-style-type: none"> データ利活用の一つの在り方として、AML/ CFT のような決済システムの安定性とデータ利活用をシリンクさせる論点を扱うべきではないか。(佐々木) 	<ul style="list-style-type: none"> ○外国為替取引における標準化取り組みに関するプレゼン 実証レベルではあるが、Request to Payにより、支払いに必要な情報を受注側からデータ提供できるようになり、発注側の支払サイクルの短期間化に繋がっている。 <ul style="list-style-type: none"> Request to Payなどのユースケースについても海外事例踏まえて深堀していくべき。 ○クレジットカード決済における標準化取り組みに関するプレゼン <ul style="list-style-type: none"> 中小企業へのインセンティブ提示を通じた、意識付けが必要。 ○金融機関における契約決済連携取り組みに関するプレゼン <ul style="list-style-type: none"> ガバメントプロキュアメントが一つの流れを作る可能性。海外事例を参考にしたい。
	第6層 BPR	⑩受発注・請求取引とのデータ連携の受益者と決済取引の起動主体が不一致	<ul style="list-style-type: none"> IB・FBの利用進展には、地方の中小企業のデジタルリテラシー向上が必要。特定の企業の『点』のデジタルリテラシー向上にとどまらず、ITノウハウのハブになる『面』の取り組みにつなげ、中小企業全体のデジタル化の後押し方法を検討する必要。(小早川) 	<ul style="list-style-type: none"> ○金融機関における契約決済連携取り組みに関するプレゼン 中小企業は人手不足による効率化・生産性向上が課題であり、バックオフィスのデジタル化を支援。事業者のデジタル化成熟度に応じた支援が必要。また、点（金融機関から取引先）の支援は、量的に限界があり、面での支援の必要性を感じており、面の支援として中小企業に対する補助金制度の利用促進、支援団体との連携に取り組んでいる。 ○クレジットカード決済における標準化取り組みに関するプレゼン <ul style="list-style-type: none"> 決済手段は事業者が選択できるようにするべき。コストが重要になるが、ポイント付与や、ファクタリングにもニーズがあると思われる。 G20承認の国際送金における定量的な目標値への対応
第5層 ルール	トラスト 基盤	⑥データ発行主体によるデータ利用同意の管理機能の在り方 ⑦取引データの実在性、非改竄性の証明機能の在り方 ⑧データ連携・データ利活用に必要とされる法人の信頼性の確保の在り方	<ul style="list-style-type: none"> KYC標準を決めすぎると、法人のレベルでのKYCやマネーロンダリング対応のように必ず話が最も堅いところに固定化されてしまう。(瀧) 国際取引で利用されるIDと国内のIDをマッピングし、簡単に参照できるような仕組みを用意しては(鈴木) 	<ul style="list-style-type: none"> ○外国為替取引における標準化取り組みに関するプレゼン 金融機関における規制対応には、顧客となる民間事業法人からの情報提供も必要となっている。ERPや会計パッケージに実装されると、決済に至るフローがシームレスに実現できるようになる。海外では、住所情報の不正検知サービス等も登場している。 法人のBO情報などを官で取りまとめ、民での情報を上乗せするといった、官民一体となった取り組みが必要。
	データ 標準	④受発注・請求取引との紐づけを行うために必要なデータ項目が決済データに添付されていない		<ul style="list-style-type: none"> ○外国為替取引における標準化取り組みに関するプレゼン SWIFTでは、2025年までのISO20022化を検討。 ○クレジットカード決済における標準化取り組みに関するプレゼン 日本における決済取引の標準化は、他国に先駆けて行われ、1970年代から既に現在の状態となっている。クレジットカードはインターオペラビリティが重要であるため、業界全体の標準化が進んでいる。 ○金融機関における契約決済連携取り組みに関するプレゼン <ul style="list-style-type: none"> IBの導入は進んでいるものの、契約・決済取引におけるデジタル最適が十分ではなく、利用されないケースもある。そのため、メリットを事業者・金融機関双方が享受出来てない。
第4層 利活用環境		③取引データ連携のためのIFが統一されていない ④受発注・請求取引とのデータ連携に適していない、 人手の介入が必要な取引慣行 が存在 ③XML送金メッセージに対応していない 業務・会計システム が存在		
第3層 連携基盤		②受発注・請求・決済取引をデータ連携する上で必要なデータの入手方法や利活用方法の探索コストが高い ②受発注・請求取引と決済取引のデータ連携I/Fとして有力な銀行APIの利活用が途上	<ul style="list-style-type: none"> インフラ単独が提供する価値が企業の需要に刺さるかには限界がある。API等を活用し、外部の方に積極的に参加させる仕組みが必要(山上) 	<ul style="list-style-type: none"> 国際送金では、複数の中継銀行を介する場合がある取引構造も踏まえ、送金、手数料等の情報を金融機関が共有できるようAPIによるI/Fを提供。PF間を繋ぐことにより、取引から決済までを一気通貫で行うことが可能となる。
第2層 データ		①取引主体の識別子が事業者内外で統一されていない		<ul style="list-style-type: none"> KYCとIDについては、送金のスムーズ化においては、表裏一体の問題。日本の事業者識別子とグローバル標準であるLEIとの紐付けが重要になる。

KYC領域におけるこれまでの議論

	第1回検討会事務局資料	第1回検討会における議論	KYC SGにおける議論
第7層 新たな価値の 創出		<ul style="list-style-type: none"> マネーロンダリング、サイバーセキュリティー、経済安全保障などの論点と本検討会をシクロさせる方向性を明確にすべき。(佐々木) 	<ul style="list-style-type: none"> ベースレジストリの標準整理に関するプレゼン ベースレジストリに登録される側のメリット/モチベーションの訴求が必要。
第6層 BPR			
第5層 ルール	⑥データ発行主体によるデータ利用同意の管理機能の在り方 ⑦取引データの实在性、非改竄性の証明機能の在り方 ⑧データ連携・データ利活用に必要なとされる法人の信頼性の確保の在り方	<ul style="list-style-type: none"> 取引リスクのレベルの違うユースケースにおいて、KYCの求める強度(アシュアランスレベル)も異なるし、またアシュアランスレベルの定義自体も変わっていく。(若田) 法人IDの問題は非デジタル取引においても、現場では大きな労力を強いており、非デジタルの部分も含めて規格化等の推進方法を検討する必要。(福島) 何らかグローバルで振られたIDと国内で振られているIDをマッピングするような仕組みを用意し、常に、簡単に参照できるような仕組みを用意していくのも一つの選択肢ではないか。(鈴木) かっちり決めすぎると、法人のレベルでのKYCやマネーロンダリング対応のように必ず話が最も堅いところに固定化されてしまう。(瀧) 	<ul style="list-style-type: none"> 現状の課題感に関するプレゼン KYC、Identity Proofing、Authentication、CDDなどで言葉の定義が重要である。アシュアランスレベルをどのように運用し続けるかということが、アーキテクチャとして重要。AML対応においてどこまで実施する必要があるのか、資金決済でどこまでのCDDをしなればいけないのか、あらかじめ具体的に整理するべきである。 事業者の本人確認検討に関するプレゼン 契約・決済の分野の本人確認と、マネーロンダリングではデータを使う目的とゴールが異なる部分はあるが、Identification、Authenticationなど手段とデータの部分については、少なくとも共通できる部分があるのではないかと。 個人事業主をどのように識別し、どこまでKYCしていくのかという部分は、明確な方向性が必要である。 個人の場合だと、プライバシーリスク、内容性に関するリスクが当然発生するため、あえてセクtral方式のような形で識別子を出し分けるという仕組みも考慮できるマッピングテーブルを考慮したほうがよいのではないかと。
	データ標準		
第4層 利活用環境			
第3層 連携基盤			
第2層 データ	①取引主体の識別子が事業者内外で統一されていない	<ul style="list-style-type: none"> 顧客マスターをどのように統合するかという課題に対して、ベースレジストリを上手に活用してデータ整備できるのではないかと。早めにごこのようなデータモデル等を決定し、展開してもらえると、データ整備する事業者側にとっても非常に有益。(中林) 事業者のベースレジストリのデータ整備において、実際に、どこからデータを取得するのか(例：商業登記、他にも色々な企業のデータを管理している主体が存在)または、どう名寄せするのかなど含め、非常に大変な作業。 上記のため、完全なデータ整備が終わってから公開するのは、スピード感的に合わないため、データ整備途中でもデータ利活用が進められるように、データの確認状態のレベルを表現できるようなデータの持ち方しておく事が重要。(富士栄) 	<ul style="list-style-type: none"> 識別子に係る制度対応に関するプレゼン FATF、貿易管理強化などを念頭に置いた検討のあり方について 昨今の情勢やFATFの勧告を鑑み、LEI等、識別子における連携を頭に入れておく必要がある。デジタル庁がLEI自体を管理していく必要性も議論しておいたほうがよいのではないかと。 FATFからの指摘にあるように、レジストリをつくる際には実質的支配者について検討すべき。 ベースレジストリの論理モデルから物理モデルまで、いつまでにどういうものを示していくのかという部分について早めに公表、公開していただき、どこまでのデータを公共財として扱い、ベースレジストリとして管理していくかという線引きについて、暫定版で差し支えないので早めに決定いただきたい。 官民認証局の機能分担と連携を可能にするI/F検討に関するプレゼン Authenticationをどこまで海外とコンパティブルにするかという点については議論の余地があるが、海外で求められる識別子との対応関係のテーブルがきちんとなれば、それで済む話であり、その突合をどのように行うのかという問題である。 外国取引、外国識別子との対応関係に関する検討の中で、識別子に特別集中しているわけではなく、データ構造全体を見ている。識別子は、複数持てるようなデータ構造で進めていくことを想定している。